

第10回 社会保障審議会児童部会 放課後児童対策に関する専門委員会	資料3
平成30年6月4日	

平成30年6月4日

第10回 放課後児童対策に関する専門委員会
中間取りまとめ（案）に対する意見について

三鷹市 子ども政策部児童少年課長 清水 利昭

- 8頁の2は「歴史的推移」というタイトルであるが、平成10年に法定化されたあとのところで記述が飛んでいる。例えば、平成16年の「少子化社会対策大綱」や平成22年の「子ども・子育てビジョン」など、この間に国が策定実施した施策について、記述しておくべきと思う。
放課後対策が一部の者への福祉から都市部中心の「少子化対策」へと、さらにより広い「子ども・子育て支援」に転換して、放課後児童対策の性格が変遷していることを歴史的推移として十分に共有すべきと考える。
また、この間に国も地方も何も取り組んでいないような印象を与えるのは好ましくない。
- 15頁の一番下に、前回の意見を反映していただき、ありがたい。量的拡充に合わせて、少なからぬ数の支援員を確保する必要があることが喫緊の課題となっている理由であることを理解していただくため、例えば「その運営に必要な」のあとに「多数の」を入れていただきたい。
また、その確保のための対応策について触れないと、方向性として不十分なので、例えば、「処遇改善とともに、ハローワークや保育士等の養成学校等と連携して有資格者を勧誘するなど、人材確保のために全国的な支援が求められる」ことなどを加えていただきたいと思う。
- 16頁の2つ目の○について、加筆いただいたのは大変ありがたいと思う。ただ、3行目の「経過措置の延長も視野に入れつつ」であると、経過措置の延長をとりあえず実施してから研修方法のあり方を経過措置後に検討するようにも聞こえるので、「延長も視野に入れるとともに」という表現にしてはどうか。
経過措置の終了前に研修方法のあり方の工夫の検討に着手すべきという切迫感を出せば良いと思う。